

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・	6

公 示

24C12号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年11月14日

関東運輸局長 藤田礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止
事案番号	24C12
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	神奈川中央交通 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 24C12-1 (廃止①) 東京都町田市南町田1丁目40-24番地先 東京都町田市小川字10号1552番地の2先 1. 77キ口</p> <p>事案番号 24C12-2 (廃止①) 東京都多摩市関戸1丁目1-5番地先 東京都多摩市一ノ宮3丁目1-1番地先 0. 10キ口</p> <p>事案番号 24C12-3 (廃止①) 東京都多摩市関戸4丁目4-1番地先 東京都多摩市一ノ宮3丁目1-1番地先 0. 16キ口</p> <p>事案番号 24C12-4 (廃止①) 東京都多摩市一ノ宮3丁目1-1番地先 東京都八王子市越野1丁目29番地先 6. 97キ口</p> <p>事案番号 24C12-5 (廃止①) 東京都八王子市越野1丁目29番地先 東京都八王子市松木10号-1207番地先 0. 40キ口</p> <p>事案番号 24C12-6 (廃止①) 東京都八王子市松木10号-1207番地先 東京都八王子市南大沢132番地の1先 1. 25キ口</p> <p>事案番号 24C12-7 (廃止①) 東京都八王子市南大沢132番地の1先 東京都八王子市南大沢3丁目24番地先 2. 18キ口</p>

	<p>事案番号 24C12-8 (廃止①) 東京都八王子市南大沢3丁目24番地先 東京都町田市小山ヶ丘1丁目10-5番地先 0.42キロ</p> <p>事案番号 24C12-9 (廃止①) 東京都町田市小山町1147-1-2番地先 東京都町田市小山町1147-12番地先 0.05キロ</p> <p>事案番号 24C12-10 (廃止①) 東京都八王子市南大沢2丁目29番地先 東京都八王子市南大沢2494番地の1先 0.70キロ</p> <p>事案番号 24C12-11 (廃止②) 東京都町田市能ヶ谷5丁目28-1番地先 東京都町田市能ヶ谷3丁目13番地先 0.36キロ</p> <p>事案番号 24C12-12 (休止) 東京都町田市鶴間5丁目1-30番地先 東京都町田市鶴間7丁目31番地先 0.68キロ</p>
実施予定日	令和7年3月29日(①)、30日(②)、31日(休止)
休止の予定期間	令和7年3月31日から令和8年3月30日
廃止を必要とする理由	利用人員が少なく、維持が困難なため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年11月14日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B25号 JOYライフ 合同会社

1. 令和6年10月22日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

(ア) 普通車 C運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年11月14日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B26号 中野 真由美

1. 令和6年10月24日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 普通車 | 下限運賃 |